

岐阜県公報

第二千三百六十一号
平成二十四年七月十日
(火曜日)

目次

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課) 四六五

告示

一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車を運転する者の指定に関する告示の一部改正

(税務課) 四六六

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一部改正

(統計課) 四六六

道路の区域変更
道路の供用開始

(同) 四六六

訓令

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

(税務課) 四六七

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 四六七

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 四六八

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(同) 四六九

土地改良区役員の退任及び就任

(可茂農林事務所) 四六九

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十六号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第八十六条第二項中「の滞納がない」を「に係る徴収金を滞納してない」に改め、「自動車税を」を削り、「災害」を「天災」に、「止む」を「やむ」に改め、同条第四項及び第五項中「納付すべき自動車税」の下に「に係る徴収金」を加える。
第八十八条の二第二項中「の滞納がない」を「に係る徴収金を滞納してない」に改め、「鉱区税を」を削り、「災害」を「天災」に改め、「交付」の下に「するもの」とを加える。

第七十七号の二様式中「過」を「過」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十八号

県道	下桑 中原線	羽島市下中町石田字村前四九 六番一地从先から 同 市同 一番一地从先まで	字郷附四八	二七・一	平成 二四・七・一〇	平成 二四・七・一〇
----	-----------	--	-------	------	---------------	---------------

総 務 部
各 県 税 務 所
自 動 車 税 務 所

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第三百三十四条第二項中「に係る自動車税」を「に対する自動車税に係る徴収金」に、
「第百五号の二の五様式」を「第百五号の二の三様式」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年七月十日から施行する。

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十四年六月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Mixed Rooms x ユース x ネット
こんべいとう

三 代表者の氏名 渡辺 マルセロ

四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市加茂川町一丁目一番一号

五 定款に記載された目的 この法人は、活動地域の住民に対して、地域社会を核

とした新しい国際協力モデルに基づき、社会貢献できる人材育成に関する事業、平等で豊かな地球市民社会の実現にむけた次世代育成についての啓発、活動地域および活動地域に暮らす住民にかかわる伝統・文化・歴史の継承、またこれによる地域社会の活性化及び住みよいまちづくりを寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十四年六月十九日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ななしんぼ

三 代表者の氏名 畑佐 晴之

四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市明室二間手三六一番地

五 定款に記載された目的 この法人は、主として明室地域及び山村の住民を対象に、地域資源活用や地域人材育成に関する事業を行い、地域住民の思いをつなぎながら持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年七月十日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年七月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十四年六月二十二日

二 届出者の氏名又は名称

大洋紡績株式会社

三 建物の名称及び所在地

タイヨーショッピングセンター

岐阜市柳津町本郷四丁目一番地の一 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

イオンリテール株式会社 衣料、日用品ゾーン

(変更前) 午前九時

(変更後) 午前七時

その他の小売業者

(変更前) 午前十時（年間一五〇日）午前九時

(変更後) 午前七時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三〇分から午後十一時（一部）

(変更後) 午前六時三〇分から午後十一時（一部）

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年七月十日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年七月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十四年六月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

大洋紡績株式会社

三 建物の名称及び所在地

タイヨーショッピングセンター

岐阜市柳津町本郷四丁目一番地の一 外

四 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 五箇所

(変更後) 八箇所

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年七月十日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年七月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十四年六月二十七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヒマラヤ

三 建物の名称及び所在地

ヒマラヤ可児店

可児市今渡字池下一一七八番一 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計
（変更前）一、四八〇平方メートル
（変更後）二、四一七平方メートル

駐車場の位置

荷さばき施設の位置

廃棄物保管施設の位置

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書

の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年七月十日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年七月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

カーマホームセンター 21岐南店 本館

羽島郡岐南町八剣八丁目八六 一 外

二 意見の概要

岐南町長の意見

・岐南町役場南交差点は交通事故が多いことから、交差点近くに設置する東側出入口は入口専用、北東側出入口は出口専用（左折のみ）とするともに、駐車場出入口における交通安全対策について検討願います。

（届出事項 新設）

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十四年七月十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住居	所
土岐区	平成 年 月 日	理事	坂井弘道	加茂郡富加町羽生	九三五番地
富加町木曾川右岸用水土地改良区	平成 年 月 日	理事	坂井弘道	加茂郡富加町羽生	九三五番地

就任した役員

土 改 良 区 名 地	年 就 月 日 任	役 名	氏 名	住 所
富加町木 川右岸 曾土 用水 土 良区	平成 二四・六・三	理 事	板 津 德 次	加茂郡富加町羽生 一四六三番地二

平成二十四年七月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐阜文芸社